

2010年11月30日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 全国信用金庫協会  
信 金 中 央 金 庫「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直し  
に関する検討状況の整理」に対する意見について

今般、標記「検討状況の整理」に対する意見書を下記のとおりとりまとめましたので、提出いたします。

よろしくご検討のほど、お願い申し上げます。

## 記

（質問１）公表される市場価格のない株式の分類について

【案２】を支持する。

（理 由）

公表される市場価格のない株式については、多様な評価手法が存在すること、評価に際し仮定や見積りが入ることから、信頼性を持った公正価値測定を行うことは困難と考えられる。また、仮に、公正価値測定を決算期毎に行うとすれば、情報入手や算定手続に多大なコスト負担が生じる。このため、公正価値評価を求めても財務諸表の有用性を高めることにならないと考えられる。

従って、取得原価測定のカテゴリを追加し、現在の取扱いと同様、公表される市場価格のない株式については、原則として取得原価測定によるものとすべきである。

（質問２）一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクリング

【案Ｂ】を支持する。

（理 由）

従来どおり株式関連損益を純損益に計上するリサイクリングを認めることにより、実現損益を基礎とする純損益と評価損益等の未実現損益を含む包括利益を区別して表示することが、財務諸表の有用性を維持するために必要と考えられる。

リサイクリングを認めない場合、利益剰余金の増加額が純利益によって表示される関係を維持できなくなる。単体財務諸表における利益剰余金は、株主・出資者へ

の配当可能限度額の直接の算出基礎となるため、仮に連結財務諸表においてリサイクリングを認めないという選択が行われる場合であっても、単体財務諸表においてはリサイクリングを認めることが必要と考えられる。

#### 会計基準（案）第30項

OCI オプションの適用対象資産について、投資信託を含めるべきである。

（理 由）

第30項では、株式の投資に関しては、公正価値の変動により利益を得ることを目的とする場合を除き、OCI オプションの適用を認めている。投資信託においても、売却を予定しない、長期安定的な配当収入を目的とした保有が考えられる。この場合、経営者の意図しない短期的な公正価値の変動を当期の事業成績を示す純利益に計上することは不適切である。

従って、投資信託についても、株式と同様、OCI オプションの適用を認めるべきである。

#### 会計基準（案）第38項

償却原価で測定するものとして分類する金融資産の消滅の認識時の利益又は損失の表示科目は、業務損益項目に属する科目において、独立表示すべきである。

（理 由）

我が国の金融機関においては、調達資金の増減を反映するために投資ポートフォリオを調整する場合、恒常的に債券売買が行われ、これに伴って発生する債券売却損益は業務損益の一部を構成するものとなっている。

従って、償却原価で測定するものとして分類する金融資産の消滅に伴う損益を特別損益で表示することは適切ではなく、業務損益に属する科目において、独立表示すべきである。

#### 会計処理及び開示の簡略化措置

非上場の大会社などを念頭に、財務諸表作成者の負担が大きい事項について、会計処理及び開示の簡略化を検討すべきである。

（理 由）

非上場の大会社については、上場会社と比べ利害関係者が少ないことや手続やシステムにかかる負担を軽減する要請が強いことから、簡便的な処理や表示を用いる必要が極めて強いと考えられる。

従って、金融商品会計基準において処理方法を画一的に規定すべきではなく、簡

便的な処理や表示の適用を検討すべきと考える。

(注) 8月30日付「非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書」において、会社を分類の上、非上場の大会社については、上場会社に適用される会計基準を基礎としながらも、一定の会計処理及び開示の簡略化を検討することが適当である旨、および、当該措置は引き続き企業会計基準委員会で開発することが適当である旨が提示されている。

## 適用時期

改正金融商品会計基準の適用には十分な準備期間を設けるべきである。

### (理 由)

「分類及び測定」と併せ、今後予定される減損、ヘッジ会計等の改正により、金融機関はポートフォリオへの影響に応じて資産構成を見直す必要に迫られる。それを短期間のうちに実施した場合、金融商品市場の需給や価格に影響を及ぼすことも想定される。

また、新しい会計基準に基づく業務プロセスの整備、内部統制の見直し、システム開発など、処理態勢の大幅な見直しを行うことが不可欠であり、これらの対応には、相当の期間を要することが明らかである。

従って、改正金融商品会計基準の適用には十分な準備期間を設け、日本における I F R S 強制適用時期以降に適用すべきである。

以 上